

災害時の健康管理支援活動に関する協定書

福岡県(以下「甲」という。)と公益社団法人福岡県医師会(以下「乙」という。)は、災害時における健康管理支援活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、国内において災害が発生した場合に、災害救助法(昭和22年法律第118号)、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び福岡県地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う健康管理支援活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(保健師等の派遣)

第2条 甲は、災害救助法、災害対策基本法及び福岡県地域防災計画に基づき、健康管理支援活動を実施する上で、必要があると認める場合は、乙に対し、保健師及び栄養士(以下「保健師等」という。)の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、乙に設置の各種集団検診機関連絡協議会に属する機関の中から保健師等を派遣する。

3 乙が派遣する保健師等は、甲が被災自治体に派遣する健康管理支援班の要員として活動を行う。

4 健康管理支援班は、原則として、県内において第3条に定める活動を行う。ただし、甲が必要と認めた場合には、県外において活動を行うことができる。

(健康管理支援班の業務)

第3条 健康管理支援班は、甲が指定した避難所等において、健康管理支援活動を行うこととする。

2 健康管理支援班の業務は次のとおりとする。

- (1) 被災者への保健指導、健康相談及び健康管理
- (2) 被災者への栄養指導、栄養相談及び食生活支援
- (3) 避難所の衛生管理及び環境整備
- (4) その他必要と認められる事項

(健康管理支援班に対する指揮命令等)

第4条 健康管理支援班に対する指揮命令及び健康管理支援活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(健康管理支援班の輸送)

第5条 甲は、健康管理支援活動が円滑に実施できるよう、健康管理支援班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(衛生材料等の供給)

第6条 健康管理支援班が使用する衛生材料等は、甲が準備するものとする。

(研修及び訓練)

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する研修及び訓練に協力するものとする。

(実費弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、健康管理支援活動を実施した場合に必要な次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 健康管理支援班の派遣に必要な旅費及び日当
- (2) 健康管理支援活動により生じた施設及び設備の損傷についての実費
- (3) 協定に基づく健康管理支援活動のために要すると甲が認める費用

(補償)

第9条 甲は、健康管理支援班の活動における事故等に対応するため、乙が派遣する保健師等を傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

(市町村との調整)

第10条 甲は、災害対策基本法及び市町村地域防災計画等に基づき市町村が実施する健康管理支援活動が、この協定に準じて円滑に実施されるよう、市町村に対して必要な調整を行うものとする。

(個人情報保護)

第11条 乙及び健康管理支援要員は、避難所における健康管理支援活動にあたり、業務上知り得た対象者とその家族等の秘密を漏らしてはならない。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲乙協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定書の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年5月15日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 小川 洋

乙 公益社団法人 福岡県医師会
代表者 福岡県医師会会長 松田 峻一良

協定の概要

県内外で大規模な災害が発生した際、被災者に対する健康管理支援活動が重要となるが、被災自治体の派遣要請に応える人員を、被災していない自治体に属する保健師、栄養士（以下「保健師等」という。）だけでは確保することが困難なケースが想定される。

そのような場合に、自治体の保健師等に加え、県内の検診機関に属する保健師等を被災自治体に派遣することにより、迅速かつ円滑な健康管理支援活動が期待できるため、検診機関の取りまとめ団体である福岡県医師会（以下「県医師会」という。）との間で保健師等の派遣に関する協定を締結するもの。

なお、民間の保健師等を活用する協定を自治体が締結するのは本県が初である。

1. 名 称

災害時の健康管理支援活動に関する協定書

2. 相手方

福岡県医師会

3. 内 容

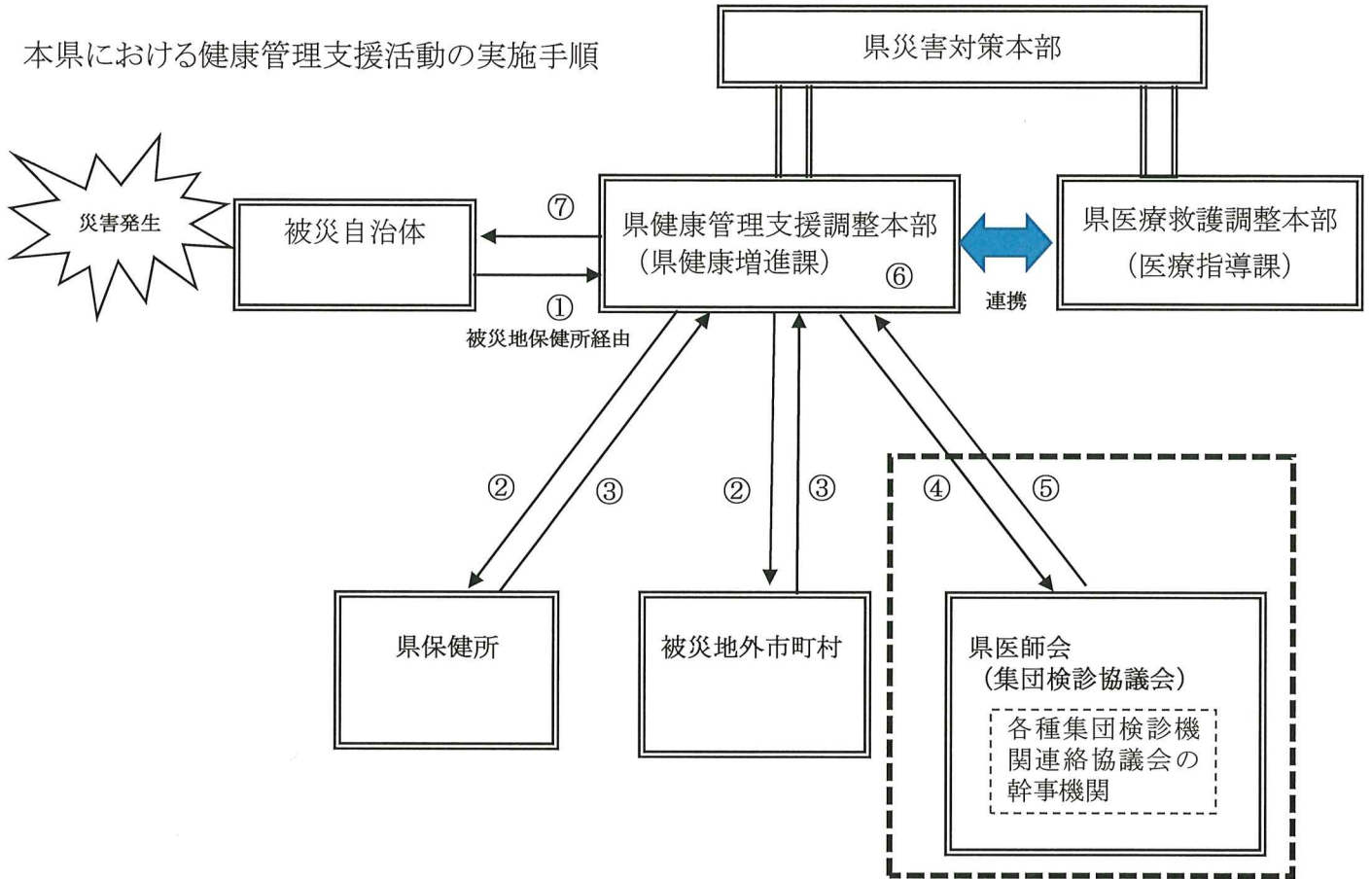
○県は、県医師会に対して保健師等の派遣を要請し、県医師会は、県の求めに応じて、県医師会が設置する各種集団検診機関連絡協議会に属する機関の中から保健師等を被災自治体に派遣する。

○県医師会が派遣する保健師等は、県が被災自治体に派遣する健康管理支援班の一員として業務に従事する。

○保健師等は、避難所等における以下の健康管理支援活動を行う。

- ・被災者への保健指導、健康相談及び健康管理
- ・被災者への栄養指導、栄養相談及び食生活支援
- ・避難所の衛生管理及び環境整備 等

本県における健康管理支援活動の実施手順



※点線枠内⇒災害時の健康管理支援活動に関する協定（県と県医師会）部分

- ① 被災自治体から管轄保健所を通じ、健康管理支援活動への支援を要請
- ② 県健康増進課より、県保健所及び被災地外市町村へ派遣を依頼
- ③ 県保健所及び市町村より、派遣可能人数（名簿）を報告

- ④ 県健康増進課より県医師会を通じ、各種集団検診機関連絡協議会の幹事機関へ保健師等の派遣を要請
- ⑤ 各種集団検診機関連絡協議会の幹事機関は、派遣できる健康管理支援要員の名簿を県へ提出するとともに医師会に報告

- ⑥ 県健康増進課は、提出された名簿を基に、健康管理支援班を編成・報告
- ⑦ 被災自治体に対し、管轄保健所を通じて、健康管理支援班の派遣を連絡